第4章 環境配慮指針





第1節 町民

町民は、環境問題を解決するため、日常生活における環境への負荷を低減するための取り組みや、地域の環境保全に向けた行動をできることから始めましょう。

省エネルギー

電気製品の購入は、省エネルギー型のものを選びましょう。 電気製品の使用は、節電に心がけ効率的に使用しましょう。

洗濯物はまとめ洗いをしましょう。

使わない電気製品は、主電源を切りましょう。

冷蔵庫は必要以上のドアの開閉や物の詰めこみは止めましょう。

冷暖房機は、適温で使用しましょう。

住宅の新築や改築の際は、高気密・高断熱のものを使用しましょう。

住宅における採光は、太陽光を利用しましょう。

マイカーの使用を控え、バスなどの公共機関や自転車を利用しましょう。

水は出しっぱなしにしないで、節水に努めましょう。

お風呂の残り湯は再利用しましょう。





ごみ・リサイクル

買い物袋等を持参し、過剰包装は断るようにしましょう。

エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境にやさしい商品を購入しましょう。

使い捨て商品はできるだけ購入しないようにしましょう。

耐久性の高い商品を購入し、出来るだけ長く使いましょう。

生ごみは、出来るだけ堆肥化しましょう。

ごみの分別を徹底し、資源ごみの回収に協力しましょう。

リサイクルできるものは、フリーマーケットなどを利用しましょう。

道路や山林などに、ごみのポイ捨てなど不法投棄はやめましょう。

使用しなくなった家電製品・車・農機具などはリサイクル等適正な処理をしましょう。

自然環境·住環境

動植物の生息、生育場所を大切にしましょう。

キャンプなどのレジャーやレクリエーションなどでのごみは、必ず持ち帰りましょう。

公園などの身近な緑を大切にしましょう。



ペットのふんは飼い主が責任をもって処理するなど、迷惑のかからない責任ある飼い方をしましょう。

ごみのポイ捨てはやめましょう。

まちの美化活動に積極的に参加・協力しましょう。

車を運転する際、急発進やカーステレオの音、夜間のエンジン音などに配慮し、 迷惑とならないようにしましょう。

畜産施設、一般家庭の動物飼育施設などはいつも清潔にして悪臭の防止に努めましょう。

家庭菜園に農薬をできるだけ使用しないようにしましょう。

使用済み油は、下水道などに流さず適正に処理しましょう。

マイカー購入の際は、低公害型のものを選びましょう。

駐停車時の不要なアイドリングの停止など、環境への負荷が少ない運転をしましょう。

洗剤は環境への負荷が少ないものを選び使い過ぎないようにしましょう。 新築などにより使わなくなった住宅や物置などは、解体し適正に処理しましょう。

環境学習

環境に関する学習会や観察会、環境保全活動などに積極的に参加しましょう。 環境家計簿をつけ、日常生活での環境への負荷の程度を把握しましょう。

環境問題について自ら情報を収集し、知識を深めましょう。



第2節 事業者



事業者は、事業活動が与える環境への負荷が、個人の活動と比較して大きいことを自覚しなければなりません。環境管理の取り組みと、環境への負荷を低減するための取り組みを次のとおり示します。

事業活動全般での配慮

環境問題についての社会的責任を認識し、環境に配慮した事業活動を行いましょう。 環境保護活動に積極的に参加しましょう。

環境に関する情報は、町民及び行政に提供しましょう。

従業員が環境に配慮した行動が出来るように、環境教育をしましょう。 環境管理システムの認証取得に努めましょう。

事業活動によって発生する廃棄物の減量化や再資源化に努めましょう。

事業所での配慮

- OA機器の導入は、省エネルギーのものを選びましょう。
- OA機器の使用の際は、節電に心がけ効率的に使用しましょう。

事務用品は、エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境にやさしい商品を購入し、使い捨て商品はできるだけ使用しないようにしましょう。

ごみの分別を徹底し、資源ごみの回収に協力しましょう。

工場での配慮

事業活動による環境汚染を防止するため、適切な処理施設を設けましょう。 工場敷地内の緑化に努めるとともに、周辺環境との調和に努めましょう。 廃熱の利用に取り組みましょう。

有害な化学物質による地下水汚染を防止しましょう。

建設・工事での配慮

計画的な作業日程により交通渋滞や大気汚染、騒音・振動などを発生させないようにしましょう。

建設機器や工事用車両の使用による大気汚染、騒音・振動などに配慮し、周辺に著しい影響を与えないようにしましょう。

建設資材は、再生品や再利用の可能なものを使用しましょう。建設に伴って発生する廃棄物の減量と適正な処理をしましょう。

生産での配慮

長期使用・再使用容器への転換など、環境への負荷の少ない製品の開発と生産に努めましょう。

原材料は、再生資源など環境への負荷が少ないものを使用しましょう。

生産工程で使用する化学物質などは、保管・使用・廃棄の各段階で事故防止や漏えい防止を徹底するなど、適正な管理を行いましょう。

生産工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音などに関する自主的な管理目標を設 定するとともに定期的に測定調査を行うなど、適正管理を行いましょう。

販売での配慮

看板・広告塔の設置の際は、周辺の環境に調和するようにしましょう。 製造業者・運送業者などと連携し、物流の合理化を推進しましょう。

トレーやパッケージに使う資材の合理化や再使用により、ごみを減量しましょう。 ごみの分別を徹底し、資源ごみの回収に協力しましょう。

包装の簡素化やビニール袋の使用自粛などに取り組みましょう。



宣伝用チラシなどは再生紙を利用し、その量を極力少なくしましょう。



回収での配慮

使用済製品の回収体制の整備を進め、部品の再利用を促進するようにしましょう。 廃棄物を減量化するとともに、適切な処理・処分を行いましょう。



第3節 各種団体



各種団体は、地域社会の一員として環境づくりのための活動を行いましょう。 環境学習・教育の活動や町民、事業者等の連携による活動に参加しましょう。 会議の議題には、環境に関連する内容をテーマに参加者全員で話し合うようにしま しょう。



第4節 行政



町は、町民・事業者・各種団体への意識啓発や環境学習などを施策として推進し、各主体の自主的な取り組みに対して、技術的な援助や情報の提供などにより支援して環境の保全活動の推進を図っていく必要があります。

また、町は、物品などの物を消費する ことから消費者として、さらには、公共工事等を進めるということで事業者の面も持っています。このことから、町は、率先して環境の配慮行動を実践し、町民・事業者・各種団体を指導していきます。